**最新・中国法ニューズレター**

――――第11号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 事件分析
 | ： | 労働契約未締結の2倍給与について・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 「個人所得税改正後の優遇政策継続問題に関する財政部、国家税務総局の通知」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4 |

***事件分析***

**労働契約未締結の2倍給与について**

一、事件経緯

A氏はB社との間でA氏の月給1万元、営業職の担当、2014年1月1日から2015年12月31日までの1年間の労働契約を締結した。その契約期限満了後、A氏は、そのままB社に在職しているが、2017年6月にB社と齟齬が生じ、同月26日にB社より2017年7月31日をもって労働契約の解除を通知された。

二、仲裁

2017年8月31日に、A氏は労働仲裁を申し入れ、B社に月給1万元の基準で2016年2月1日から2017年12月31日まで労働契約未締結の2倍給与の差額、2017年1月1日から7月31日までの無期限契約の未締結の2倍給与差額と労働契約違法解約の賠償金を支払うよう求める。

仲裁審理中、B社はA氏との契約満了後。契約更新について協議したが、A氏は様々な理由で更新を拒んで、2016年4月15日に至ってようやく労働契約を補足締結したと経緯を説明した上、B社の証人の書面証明と2016年4月15日に締結した労働契約書を提出し、元の労働契約期限満了後更新できなかったことで、B社は労働関係を解除したと答弁した。

A氏はB社の証人の真実性を認めず、その労働契約上のサインも偽造であると主張した。B社はそのサインの司法鑑定に応じない。

三、裁決

仲裁委員会は審理後B社に対してA氏に毎月1万元給与基準で2016年9月1日から2016年12月31日までの2倍給与差額と経済補償金2倍に相当する労働契約違法解除の賠償金を支払う。但し、A氏の無期限労働契約未締結の2倍給与差額の請求を支持しないと裁決した。

四、コメント

1、2倍給与の起算期日は雇用開始日より、1ヶ月満了の翌日まで、締切日は無期限契約の締結或いは労働契約の補足締結の前日として、最長は11ヶ月間とする。従って、A氏の2倍給与の期限は2016年2月1日から2016年12月31日までとする。

2、2倍給与の請求は労働争議仲裁の1年時効の規定に適用される。2017年8月31日にA氏は労働仲裁を申し入れ、その時効は2016年9月1月から2017年8月31日までとし、A氏が求める2016年2月1日から2016年8月31日までの2倍給与の支払は仲裁時効を過ぎたため、支持されないが、2016年9月1日から2016年12月31日までの2倍給与差額を支持される。

1. 労働契約の補足締結に関する2倍給与の適用について、各地の裁判実務上、見解が分かれている。深圳市中級裁判所は、使用者は法定期限内に労働者と書面労働契約を締結しておらず、たとえその後双方が契約を結んだとしでも、労働者は使用者に締結日まで2倍給与を要求する場合、支持を与えるべきである。但し、双方は労働契約の締切日を法定期限内に遡り、署名し、または双方が約束した労働契約期間にすでに履行した事実労働関係の期間を含まれる場合、双方は最初から労働契約を締結したとすべき、労働者は使用者に2倍給与の支払を要求することを支持しないと決めている。

然し、上海市の関係部門は、労働契約を補足締結した行為がある場合、たとえ補足締結した労働契約の期限に契約未締結の期間を含まれても、使用者が2倍給与を支払う法的な免責を回避できないと考えている。

***重要法規解説***

「**個人所得税改正後の優遇政策継続問題に関する**

**財政部、国家税務総局の通知」**

財政部、国家税務総局は「中華人民共和国個人所得税法」の改正版を貫徹するために、2018年12月27日付「個人所得税改正後の優遇政策継続問題に関する財政部、国家税務総局の通知」(以下、本通知という)を公布、実施する。本稿では本通知のポイントを抽出し以下の通り取り纏めます。

１、年度一時賞与について

居民個人は、全年度一時賞与を取得し、「個人全年度一時賞与等取得の個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する国家税務総局の通知」（国税発（2005）9号）に合致する場合、2021年12月31日までに当年度綜合所得に合算せず、下記の計算公式で単独に計算納税する。

納付税額＝全年度一時賞与収入\*適用税率-速算控除額（下記４の綜所得税率表に参照）

2022年1月1日から、居民個人が取得する年年度一時賞与は当年度綜合所得に合算、個人所得税を納付する。

２、労働関係解除、早期退職などの一時補償収入について

（１）個人は雇用企業と労働契約を解除し、取得した一時補償収入（雇用者が支給した経済補償金、生活補助金とその他の補助費を含む）は地元の前年度職員平均給料額3倍以内の部分について個人所得額を免除する。但し、3倍を超えた部分について当年度綜合所得に合算ぜす、単独に綜合所得税率表に適用し計算、納税する。

1. 個人は早期定年手続を行い、一時補助収入を取得した場合、以下の計算公式に適用する。

納税額＝{[（一時補助収入÷早期定年手続の完了から法定定年年齢までの実際年度数）－費用控除基準]\*適用税率―速算控除額｝\*早期定年手続の完了から法定定年年齢までの実際年度数

３、外国籍個人手当補助について

2019年1月1日から2021年12月31日までの期間において、外国籍個人は、居民個人条件に合致する場合、個人所得税特別控除の享受、または「個人所得税若干政策問題に関する財務部、国家財務総局の通知」（財政（1994）20号）等の規定に従って住宅手当、語学習得手当、子供教育費等手当補助の免税優遇税策を選択することができる。但し、同時に享受できない。外国籍個人は一旦その何れかを選択した以上、一つ納税年度内に変更できない。

４、綜合所得税率表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ランク | 毎月納税所得額 | 税率（％） | 速算控除額（元） |
| 1 | 3000元未満 | 3 | 0 |
| 2 | 3000元から12000元まで | 10 | 210 |
| 3 | 12000元から25000元まで | 20 | 1410 |
| 4 | 25000元から35000元まで | 25 | 2660 |
| 5 | 35000元から55000元まで | 30 | 4410 |
| 6 | 55000元から80000元まで | 35 | 7160 |
| 7 | 80000元以上 | 45 | 15160 |

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 「個人所得税改正後の優遇政策継続問題に関する財政部、国家税務総局の通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/12/27 |
| 2 | 国家市場監督管理総局の「食品経営許可改革業務の推進加速に関する通知」 | 2018/11/09 |
| 3 | 国家発展改革委員会、中国人民銀行、人力資源社会保障部の「社会保険領域における厳重な信用喪失の企業及びその関連人員に対する懲戒連合実施に関する覚書」の配布の通知 | 2018/11/22 |
| 4 | 財政部、税関総署、国家税務総局の「越境電子商務小売輸入税収政策の完備に関する政策」 | 2019/01/01 |
| 5 | 国家税務総局の「「重大な税収違法信用喪失事件情報公布弁法」の配布に関する公告」 | 2019/01/01 |
| 6 | 商務部、国家発展改革委員会、財政部などの「越境電子商務小売輸入監督管理関連業務の完備に関する通知」 | 2019/01/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）